

平成30年（2018年）2月改定

P T A 会 則（保存 版）



豊中市立北条小学校 P T A

豊中市北条町2丁目16番1号

電話06（6334）1541・1542

この会則は、次に改定があるまで配布いたしません。
つきましては、大切に保存していただくようお願いします。

豊中市立北条小学校PTA会則

● 第1章 名 称

第1条 この会は豊中市立北条小学校PTAと称し、事務所を豊中市立北条小学校におく。

● 第2章 目 的

第2条 この会は、父母と教職員が協力して、家庭・学校及び社会における児童の幸福な成長を図ることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を遂行するために、次の活動をする。

1. よい父母、よい教職員になるように努める。
2. 児童の教育環境をよくする。
3. 教育に対する会員の理解を深める活動を盛んにする。
4. 教育財政を確立することに協力する。

● 第3章 方 針

第4条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

1. この会は自主独立のものであって、政治・宗教及び営利に関係せず、また他のいかなる団体の支配・干渉も受けない。
2. 児童の福祉増進のため活動する他の団体と協力する。
3. 学校の管理運営などに干渉しない。

● 第4章 会 員

第5条 この会の会員となることができる者は、下の通りである。

1. この学校に在籍する児童の父母または保護者（以下父母という）。
2. この学校に勤務する教職員。
3. 会員は、すべて平等の権利と義務を有する。
4. 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則（方法）」に定め適正に運用するものとする。

● 第5章 経 理

第6条 この会の経費は、会費・事業収入及びその他によって支弁する。

第7条 会費は1口月額100円とする。

1人の会員で幾口も加入することができる。

第8条 この会の経理は総会で認められた予算に基づいて行われ、会計監査を経て総会に報告されなければならない。

第9条 この会の会計年度は、4月1日から始まり翌年の3月末日までとする。

● 第6章 役員とその選出

第10条 この会に次の役員をおく。

- | | | | | |
|----|-----|----------|-----|-----|
| 1. | 会 長 | 1名 | 父 母 | |
| 2. | 副会長 | 2名以上4名以内 | | 父 母 |
| 3. | 書 記 | 1名 | 父 母 | |
| 4. | 会 計 | 1名 | 父 母 | |
| 5. | 書記補 | 1名 | 教職員 | |
| 6. | 会計補 | 1名 | 教職員 | |

第11条 役員任期は1年とする。ただし1年間だけは重任を妨げない。

第12条 役員選出は次の方法によって行う。

1. 役員候補者を定めるために毎年4月に推薦委員会を結成し、任期を3月までとする。
2. 推薦委員会は運営委員で構成する。
4役及び推薦委員経験者を除く運営委員より当該委員長及び副委員長を決定するものとする。ただし、立候補は除く。
3. 推薦委員会は、次期役員候補者を推薦、或いは事前調査（アンケート等）により得られた結果より役員候補を選出し、本人の同意を得て、氏名及びPTAにおける経歴を「次期役員候補者」として会員に通知する。但し、書記補・会計補については教職員より互選する。
4. 候補者は、推薦委員会以外からも推薦することができる。この場合は、会員10名以上が推薦者となって推薦し、被推薦者の同意を得た上、その氏名と候補役職を役員選出までに推薦委員会に届け出なければならない。推薦委員は被推薦者にはなれない。
5. 役員は、年度末総会で選出する。
6. 新役員は、4月1日より就任する。
7. 年度途中、役員に欠員が生じた場合は、運営委員会の議決を得、これを補充し、総会で承認を得るものとする。この任期は、前任者の残任期間とする。

第13条 役員職務は次の通りとする。

1. 会 長 会長は本会を代表し、総会・運営委員会を召集する。
2. 副会長 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その代理を務める。
3. 書 記 書記は総会・運営委員会・全体委員会の議事および本会の活動に関する重要事項を記録し、これを保持すると共に通信事務を担当す

- る。
4. 会計 会計は総会で決定した予算に基づいて一切の会計事務を処理し、会計簿はいつでも閲覧に備えると共に、新年度総会において会計監査委員の監査を経た決算報告をする。
 5. 書記補 書記補は、書記を補佐し、書記事故あるときは、その代理を務める。
 6. 会計補 会計補は、会計を補佐し、会計事故あるときは、その代理を務める。

● 第7章 会計監査委員

- 第14条 この会の経理を監査するため会計監査委員3名をおく。
- 第15条 会計監査委員は毎年予算総会の同意を得て会長が選任する。会計監査委員のうち1名を委員長とする。
- 第16条 会計監査委員は9月および1月に定例監査を行い、4月決算監査を行う。
なお、必要に応じて随時監査を行うこともできる。

● 第8章 総会

- 第17条 総会は、この会最高の決議機関である。
- 第18条 総会は、会長が召集し定足数は委任状を含め会員の5分の1以上とし、議事の決定は出席会員の過半数による。
- 第19条 総会は次の定例総会を含めて毎年2回以上開催する。
1. 新年度総会 前年度事業報告・会計決算報告・会計監査報告・新年度事業計画・新年度予算承認・会計監査委員の選出
 2. 年度末総会 役員選出
 3. 運営委員会が必要と認めた場合、または会員の5分の1以上の要求があった場合は、会長は臨時総会を招集する。

● 第9章 運営委員会

- 第20条 運営委員会は、役員・各委員会の委員長・副委員長および校長・教頭・書記補・会計補をもって構成する。委員長欠席の場合は副委員長が代行する。
- 第21条 運営委員会は、会長が必要に応じ随時に召集し、定足数は委員の過半数以上とする。
- 第22条 運営委員会は、この会則並びに総会の決議に基づいて、この会の事業を運営

し、総会に提出する議案の作成・各種委員会の事業計画の連絡承認・総合調

整その他会の統括的重要事項を審議する。

第23条 会長は運営委員会で議決しにくい問題が生じたときは、特に全体委員会を招集することができる。

● 第10章 各委員会

第24条 この会の活動に必要な調査をし、立案実施するために次の委員会をおく。

委員長・副委員長は、会長が選任し、委員若干名は委員選出規則に定めるところによる。

1. 学級委員会 教室の美化整備および教師と父母の連絡接触に努める。
2. 生活指導委員会 児童の校外における生活の健全を図り交通安全に努める。
3. 施設委員会 校舎の修理・備品消耗品の購入修理に関する事項を企画し協力する。
4. 保健体育委員会 児童および会員の体力づくりに寄与するよう努める。
5. 文教委員会 会員の教育に関する理解と教養を高めるよう努める。
6. 広報委員会 会員並びに地域社会に対する広報活動および連絡調整に努める。
7. イベント委員会 北条まつりやお正月あそび、その他新たなイベント等の企画立案から運営までを円滑に遂行するように努める。

第25条 各委員長は必要に応じ会長に連絡の上、委員会を開くことができる。

ただしその審議事項は運営委員会に報告しなければならない。

第26条 この会は必要に応じ特別委員会を設けることができる。

第27条 校長・教頭はあらゆる会合に出席して意見を述べるができる。

● 第11章 会則の変更等

第28条 この会則について疑義を生じたときは、運営委員会の解釈に従い、不備の点は一般社会通念によって補う。

第29条 この会則は総会において委任状を含め出席者の3分の2以上の同意を得て改正することができる。但し改正案は総会の5日前までに全会員に通知しておかなければならない。

付 則

1. この会則は、昭和51年（1月）より実施する。
2. この会則は、平成6年4月1日より実施する。
3. この会則は、平成10年（5月）より実施する。
4. この会則は、平成12年（4月）より実施する。
5. この会則は、平成16年4月1日より実施する。
6. この会則は、平成17年4月1日より実施する。
7. この会則は、平成19年2月27日より実施する。
8. この会則は、平成21年4月1日より実施する。
9. この会則は、平成26年（5月）より実施する。
10. この会則は、平成28年（2月）より実施する。
11. この会則は、平成29年2月24日より実施する。
12. この会則は、平成30年4月1日より実施する。

委員選出規則

第1条 この規則は、会則第24条に基づき、各委員会の委員選出に必要な事項を定める。

第2条 委員は生活指導委員を除き、毎年4月中に学級毎に話し合いを持ち、立候補、投票、推薦等により各学級より4名以上選出される。

第3条 選出された4名の委員は、互選により2名を学級委員、2名をイベント委員とする。文教・広報・保健体育・施設委員は各学年1名ずつ計6名以上を募り、話し合いにより所属委員会を決定する。所属委員会の決定に当たっては、出席者の希望を優先する。

第4条 運営委員会は、前もって学年毎に各委員会の委員定数を決めておかなばならない。

第5条 当年度の運営委員、各委員会副委員長、会計監査委員および第6条の辞退者は被選出者の対象から除く。

第6条 下記の委員活動を1年間経験した家庭は、その後一定期間を辞退することができる。これらを複数回経験しているものは、その辞退期間の累積を認められる。推薦委員については、一度経験していれば推薦委員長・副委員長を辞退することができる。
各委員活動には、それぞれポイントが付与され2ポイントを取得した場合Aの役員相当の辞退期間となる。

| | 役 職 | 辞退期間 | ポイント |
|---|---------------|------|--------|
| A | 役員 | 永久 | 2ポイント |
| B | 各委員会委員長・副委員長 | 5年間 | 1ポイント |
| C | 生活指導委員会ブロック長 | 2年間 | ポイントなし |
| D | 委員（生活指導委員を除く） | 2年間 | ポイントなし |

※ Bについては推薦委員会を含む。

※ 辞退期間であっても選出されることがある。

※ 選出される優先順位は、①未経験・BCD（どれも辞退期間が終了している）、②CD（辞退期間中）、③B（辞退期間中）、④A、とする。

第7条 学級により第5条の該当者が多数を占め、委員選出が困難になった場合、非該当者を委員に選出したのち、第6条の辞退者を被選出者にすることができる。

ただし、第6条で付与されたポイントが少ない者から優先的に選出することとする。

第8条 やむを得ない理由により委員をすることができない者は、辞退届を提出し、受理されなかった場合は担任まで申し出ると共に委員選出の話し合いに出席するものとする。

第9条 保護者はプライバシーの観点から、やむを得ない理由については一切関知しない。

第10条 学級毎の委員選出において複数学級で選出された場合、高学年学級を優先する。

第11条 生活指導委員は別個に各地区より選出される。なお生活指導委員は、委員長・副委員長・ブロック長を除き他の委員を兼ねることができる。

第12条 この規則について疑義が生じたときは、運営委員会の解釈に従い、不備の点は一般社会通念によって補う。

第13条 この規則は総会において委任状を含め出席者の2分の1以上の同意を得て改正することが出来る。ただし改正案は総会の5日前までに全会員に通知しておかなければならない。

第14条 年度途中において委員に欠員が生じ、委員長が必要と認めた時は運営委員会に対して補充を求める事が出来る。補充委員選出に関しては運営委員会において適切な方法を協議する。
補充委員が有する諸権利は第6条に従う。

第15条 <努力規定>

会員はすべて平等の権利と義務を有する（本校PTA会則第5条）ことから、特別の理由がない限り、児童1人につき1回以上、委員または役員を務めるように努力しなければならない。

付 則

1. この規則は、平成6年4月1日より実施する。
2. この規則は、平成12年4月1日より実施する。
3. この規則は、平成16年4月1日より実施する。
4. この規則は、平成17年4月1日より実施する。
5. この規則は、平成21年4月1日より実施する。
6. この規則は、平成26年5月17日より実施する。
7. この規則は、平成28年2月26日より実施する。
8. この規則は、平成29年2月24日より実施する。
9. この規則は、平成30年4月1日より実施する。

参 考

やむを得ない理由とは、概ね次の事項を参考とする。

- 1) 長期介護療養（入院）を必要とする病人が本人を含め家族にいる。
- 2) 母親が出産前後。
- 3) その他これらと同等と思われる事項。

但し、有職をもってやむを得ない理由とは出来ない。